

長岡市プレミアム付商品券事業 参加店募集要項

消費税及び地方消費税の引上げに伴う 非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、長岡市プレミアム付商品券事業を実施します。

本要項は、長岡市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を利用できる店舗（以下「参加店」という。）の募集要件を提示するものです。

1 商品券の概要

商品券名	長岡市プレミアム付商品券
事業主体	長岡市プレミアム付商品券実行委員会
購入対象者 (約52,000人)	(1) 令和元年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族等及び生活保護受給者等を除く。） (2) 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
販売単位	1冊5,000円（500円券×10枚綴りを4,000円で販売）
購入限度数	一人につき5冊まで
使用期間	令和元年10月1日（火）から令和2年2月20日（木）まで
換金方法	長岡市内の指定金融機関で「換金申込書（＝換金伝票）」と入金伝票を添えて手続きする。

2 商品券の取扱い

資金決済法に準じます。なお、以下のものは利用対象外です。

- (1) 不動産や金融商品、たばこ、金券やプリペイドカード等換金性が高く、店舗で取扱いができないもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (3) 国税、地方税や公共施設の使用料などの支払い

3 応募資格・要件

長岡市内に事業所、店舗等を有する事業者で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないもの

- (1) 2に掲げた取引、役務の提供をする業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものであるもの（資金決済法で取引が禁止されています）

4 費用

参加費及び商品券換金手数料は、いずれも無料です。

5 申し込み

- (1) 申込方法

この募集要項の内容に同意の上、『長岡市プレミアム付商品券 参加店申込書』に必要事項を記入し、次の提出先に原本を持参または郵送により提出してください（ファックス不可）。

ア) 以下に掲げる長岡市内の商工関係団体の会員の方

○長岡商工会議所

○長岡市内商工会（二和地区商工会、関原地区商工会、越路町商工会、三島町商工会、中之島町商工会、小国町商工会、山古志商工会、栃尾商工会、与板町商工会和島村商工会、寺泊町商工会、川口町商工会）

○長岡市商店街連合会・長岡市商店街振興組合連合会

提出先：各団体事務局または長岡市共通商品券協同組合

*長岡市共通商品券協同組合の加盟店は、お申し込み不要です。

イ) ア以外の方

提出先：長岡市共通商品券協同組合

〒940-0061 長岡市城内町2丁目6番地22 ホクエンビル4階

電話 0258-86-7107

(2) 申込受付期間

令和元年7月1日（月）から令和元年8月20日（火）まで

※上記期間は、別途作成する「参加店一覧」に掲載できる期限です。

これ以降のお申し込みも随時受付いたします。

(3) 申し込み後の手続き

ア) この事業に関する参加店向けの説明会は実施いたしません。

イ) 実行委員会が参加店と認めた場合、以下のものを申請者あてに送付します。

①店コードの通知（3桁）

②長岡市プレミアム付商品券発行規約、参加店ステッカー（兼特定事業者認定証）、換金申込書

6 その他の留意事項

商品券の換金期間は、令和元年10月1日（火）から令和2年3月23日（月）です。

期間後の換金には一切応じませんのでご注意ください。

7 問い合わせ先

長岡市プレミアム付商品券実行委員会

参加店募集に関すること	プレミアム付商品券事業全体に関すること
長岡市共通商品券協同組合	長岡市プレミアム付商品券室
〒940-0061 長岡市城内町2丁目6番地22 ホクエンビル4階	〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ5階
電話 0258-86-7107 (平日9時~17時)	電話 0258-39-2327 (平日8時30分~17時15分)
E-Mail otoiawase@nagaoka-shohinken.jp	E-Mail premium@city.nagaoka.lg.jp